

## 株式会社川北電工行動計画（第4回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- 平成29年4月～ 社員が育児休業に係る諸制度を体系的に理解できるように、関係する規程の整備を行う
- 平成29年4月～ 社内ホームページを活用し育児休業等に係る諸制度を周知

目標2：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は就業訓練の推進

<対策>

- 平成29年4月～ 受入体制について検討開始
- 平成29年4月～ トライアル雇用等を通じた雇入れ
- 平成29年7月～ 関係機関・学校との連携
- 平成30年1月～ 社員への周知及びFacebookなどによる取組の周知
- 平成30年4月～ 職場見学及びインターンシップの受入開始